別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給付対象者 | | 給付金の額 |
| 保  護  者 | 次に掲げる子どもの保護者  (1)　香美市が認定した１号認定子ども又は２号認定子ども  (2)　香美市が認定した新制度未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども | 次に掲げる額の合計額  (1)　特定教育・保育施設等に対して支払った特定教育・保育等において提供される給食に係る副食費の額。ただし、次のア及びイに掲げる副食費に応じ、当該ア及びイに定める額を１月当たりの上限とする。  ア　香美市が認定した１号認定子どもに係る副食費　１名当たり１食２４０円に給食が実施された日数（２０日を限度とする。）を乗じて得た額（当該額に１０円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。）  イ　香美市が認定した２号認定子どもに係る副食費　１名当たり４，８００円  (2)　新制度未移行幼稚園に対して支払った特定子ども・子育て支援において提供される給食に係る副食費（法第５９条第３号ロの規定により実施される「実費徴収に係る補足給付事業」の対象となるものを除く。）の額。ただし、香美市が認定した新制度未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども１名当たり４，８００円を１月当たりの上限とする。 |
| 施設 | 特定教育・保育施設等 | １　各月初日における香美市が認定した１号認定子ども又は２号認定子どもの保護者から特定教育・保育等において提供する給食に係る副食費として実費徴収する額を減免する場合における当該減免額。ただし、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年香美市条例第３３号）第１４条第４項第３号の規定により減免する場合を除く。  ２　次に掲げる副食費に応じ、当該各号に定める額を１月当たりの上限とする。  (1)　香美市が認定した１号認定子どもに係る副食費　１名当たり１食２４０円に給食を実施した日数（２０日を限度とする。）を乗じて得た額（当該額に１０円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。）  (2)　香美市が認定した２号認定子どもに係る副食費　１名当たり４，８００円 |
| 新制度未移行幼稚園 | 香美市が認定した新制度未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもの保護者から特定子ども・子育て支援において提供する給食に係る副食費として実費徴収する額を減免する場合における当該減免額。ただし、法第５９条第３号ロの規定により実施される「実費徴収に係る補足給付事業」の対象となる副食費に係る減免を除くものとし、香美市が認定した新制度未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども１名当たり４，８００円を１月当たりの上限とする。 |